



飛島村職員(保育士)募集

飛島村職員採用候補者試験を次のとおり行います。

■保育士職

●**予定人数** 2名程度

●受験資格

①年齢 平成元年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学または短期大学を卒業(令和2年3月31日までに卒業する見込みを含む。)した方で保育士の資格を有するまたは取得見込みの方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません。

●給与等

初任給(給料および地域手当)
2019年4月1日現在
大学卒 198,000円程度
短大卒 177,000円程度
・経験年数を有する場合は、初任給に加算あり
・他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●試験日

・第一次試験

(教養試験・適正検査・作文・専門試験)
2月2日(日)

・第二次試験(面接・実技試験)
2月下旬

●申込書配布および申込期限

1月20日(月)
(午前8時30分～午後5時15分)
※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

総務部総務課

会計年度任用職員(村の非常勤職員)の募集

■保健師または管理栄養士

●業務内容

健診、保健指導業務の補助

●申込資格

・地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方
・保健師または管理栄養士の資格を有している方

●勤務時間

週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)
午前9時～午後4時(休憩1時間含む)

※勤務時間は変更となる場合があります

ります。

●報酬等

1,200円～1,700円程度
/時間の間で、経験等を考慮して決定します。期末手当が支給されます。所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます。報酬等は改定される場合があります。

●勤務場所

すこやかセンター

●採用予定人数

1名

●任用期間

4月1日～令和3年3月31日

●面接日

2月中旬の平日に飛島村役場内で実施予定

●申込方法および申込期限

1月31日(金)
(午前8時30分～午後5時15分)
履歴書を郵送または役場開庁日にお持ちください。

※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

総務部総務課

すこやか商品券は 早めのご使用を

令和元年9月に開催された敬老会に合わせて、自らの健康を維持している高齢者の方に『すこやか商品券』が贈呈されました。使用期限が近づいておりますので、お早めにご使用ください。

●使用期限

2月29日(土)

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課



第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画(案)におけるパブリックコメントについて

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育および地域子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関し、5か年を1期とする計画「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

本村では平成27年度に策定、平成29年度に中間見直しを実施し、子育てを取り巻く環境の整備を進めてまいりました。

このたび、「第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画(案)」を取りまとめましたので、パブリックコメントを実施しています。

●意見を提出できる方

1. 村内に住所を有する方
2. 村内に事業所を有する方または法人その他の団体
3. 村内の事業所に勤務している方
4. 村内の学校に在学している方
5. 本計画(案)に利害関係を有する方

●意見募集期限

1月20日(月)(必着)

●案の公表場所

すこやかセンター内福祉課、村公式ホームページ

●意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

1. 持参 すこやかセンター内福祉課
2. 郵送 〒490-1434
飛島村大字松之郷三丁目46番地の1
飛島村役場 民生部福祉課
3. FAX 0567-52-1009
4. 電子メール tb-fukushi@vill.tobishima.lg.jp

※電話での受付はできません。

※郵送での提出に係る郵送料等、提出に係る費用は負担いたしません。

●記入必須事項

1. ご意見
2. 住所または所在地
3. 氏名(法人その他の団体の場合は、名称および代表者氏名)
4. 連絡先(電話番号またはメールアドレス)
※様式については、すこやかセンター内福祉課または村公式ホームページにある参考様式をご利用ください。
※必須事項に不備のある場合は、受付できません。

●意見の公表

いただいたご意見は、後日、すこやかセンター内福祉課および村公式ホームページで公表いたしますが、公表に際して住所・氏名・電話番号等の個人情報については公表することはありません。

なお、ご意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のないご意見等については、受付できませんのでご了承ください。

●問合せ先 すこやかセンター内福祉課



保険税(料)納付状況のお知らせを送付します

確定申告などの際、前年の1月から12月末に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、社会保険料控除の対象です。次の方には、1月中に保険税(料)の納付状況のお知らせを送付します。

●国民健康保険税

保険税を納付した世帯主の方に「国民健康保険税納付済額確認書」を送付します。

●後期高齢者医療保険料

●介護保険料

普通徴収(口座振替・納付書払い)で保険料を納付した方に「後期高齢者医療保険料納付済額確認書」、「介護保険料納付済額確認書」を送付します。特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、1月中に日本年金機構などの年金保険者が送付する「公的年金等の源泉徴収票」に保険料が記載されています。

●問合せ先

【国民健康保険】

【後期高齢者医療】

民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

障害者・特別障害者控除の認定書について

高齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、身体障害者に準ずる方等として飛鳥村長の認定を受けている方(要介護認定1以上)の方についても状態によっては控除対象者とすることとしています。(本村の介護保険被保険者に限りません。)

対象者の方には、1月中に障害者控除対象者認定書を送付します。(申請手続きは不要です。)

障害者控除対象者認定書の交付については、民生部福祉課・介護保険係へお問合せください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

新成人の皆さん

20歳になると国民年金に加入します

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万一」にも国が責任を持ってサポートする公的年金制度です。

義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

加入の手続き

令和元年10月以降に20歳になった方につきましては、手続きをしなくても国民年金に加入できることになりました。

保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納になっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するための制度です。

そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

●問合せ先

民生部住民課



寄付をいただきました

空き巣被害等を未然に防止するため、飛鳥郵便局と共に企画した「空き巣被害等注意喚起年賀はがき」を、本村の新政成にある「JU愛知」様から寄付していただきました。

寄付していただいた年賀はがきは令和2年元旦に配達されております。

●問合せ先

総務部総務課

飛鳥村環境基本計画策定のためのアンケート調査にご協力をお願いします

●目的

住民・事業者によるご意見をこれからの飛鳥村の環境政策に活かしていくため。

●対象者

- ・18歳以上の住民から無作為抽出した1,000人の方
- ・村内の従業員10人以上の事業者の中から無作為抽出した50事業者

●実施方法

郵送（1月中旬予定）による配付・回収

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

「とびしマン商品券」の販売期限について

本村では、「とびしマン商品券購入引換券」をお持ちの方を対象に「とびしマン商品券」を販売しています。

「とびしマン商品券」の販売期限は**1月31日(金)**です。

この期限を過ぎますと商品券は購入できなくなりますので、まだ商品券の購入をお済みでない方はお早めにご購入ください。

なお、「とびしマン商品券」は2月29日(土)までお使いいただけます。

●問合せ先

開発部経済課



障がい者と家族のつどいのご案内

障がいのあるご本人だけでなく、一緒に暮らしているご家族の方のみでも参加できます。日ごろの悩みを相談したり、アトラクションを楽しみませんか。

①式典 ②アトラクション（演芸・旭堂麒麟、歌手 幸川マキ） ③昼食（お弁当） ④抽選会

●日時

3月5日(木) 午前10時30分～午後2時15分 受付開始：午前9時30分

●場所

敬老センター（ふれあいの郷内） ※送迎希望の方はお申し出ください。

●対象

本村にお住まいの障がい者手帳をお持ちの方、障害者総合支援法の対象となる難病のある方とその家族（本人を除く1世帯2名まで）

●参加費 無料

●申込方法

来所または電話にてお申込みください。

●申込期限

2月14日(金) 午後5時

※昼食の手配の都合上、事前にお申込みください。

●その他

当日参加者には記念品と抽選会があります。

ふれあい温泉入浴無料（入浴を希望される方はタオル等をお持ちください）

●主催

飛鳥村・飛鳥村社会福祉協議会

●協力

飛鳥村身体障害者福祉協議会・飛鳥村心身障害児(者)保護者会(あゆみ会)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課 社会福祉協議会



お気軽にご相談ください 民生委員・児童委員紹介

民生委員は、社会福祉に熱意のある村民の中から推薦され、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員です。

児童委員を兼ねており、生活困窮者の支援をはじめ、児童・母子・高齢者・心身障がい者の福祉など広く地域の福祉増進のために自主的な活動をします。

令和元年12月1日から3年間、委員として活躍していただく方々と担当地区を紹介します。

担当地区	氏名(敬称略)
元起	森下 美由紀
竹之郷	早川 盛行
松之郷	平野 宗治
渚	山田 早由美
梅之郷・三福	浅井 国宏
服岡	伊藤 文枝
大宝・八島	服部 泰憲
古政成	柳 紀代子
新政成	下里 太喜
新政成	加藤 千佳
主任児童委員	浅井 一富美

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

愛知県特定最低賃金 (4業種)改定 令和元年12月16日発効

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、令和元年12月16日から4業種の特定最低賃金額が改定されました。

(参考)愛知県の最低賃金は10月1日より926円です。

特定最低賃金名	最低賃金額 (1時間)
鉄 鋼 業	975円
はん用機械器具製造業	947円
輸送用機械器具製造業	955円
自動車(新車)小売業	941円

●問合せ先

津島労働基準監督署

☎ 26-4185

令和2・3年度

入札参加資格審査の 定時申請について

今年度(令和元年度)は入札参加資格審査申請の2年に1度の更新の年となります。

令和2・3年度に、本村が発注する建設工事などの入札に参加を希望される業者の方の定時申請を次のとおり行います。

●定時受付期間

1月6日～2月17日
(土曜・日曜および祝日を除く)
午前8時～午後8時

①建設工事、測量・設計・監理委託業務の場合は「あいち電子調達共同システム(CALS/E)」による電子申請となります。
ポータルサイトURL
<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

②物品購入・その他委託の場合は、「あいち電子調達共同システム(物品等)」による電子申請となります。

ポータルサイトURL

<http://www.buppin-e-aichi.jp/>

なお、入札参加資格審査申請要

領の詳細については、村公式ホームページをご覧ください。

●問合せ先

総務部総務課

令和2・3年度

小規模請負業務等契約 希望者登録の 申請について

令和2・3年度に本村が発注する小額で内容が軽易な工事等について随意契約を希望する業者の方の登録申請を次のとおり行います。

●申請受付期限

2月3日(月)～28日(金)
(土曜、日曜および祝日を除く)
午前8時30分～午後5時
こちらの申請については書面での受付となります。

申請についての詳細、様式等については、村公式ホームページをご覧ください。

●問合せ先

総務部総務課